

環境審査顧問会大気環境分科会
議事録

1. 日時：平成18年7月13日(木) 16:00～16:50

2. 場所：経済産業省別館11階1120共用会議室

3. 出席者：

(顧問)

横山会長、四方主査、北林顧問、山口顧問、吉澤顧問

(経済産業省)

金子環境審査班長 他

4. 議題：(1)環境影響評価準備書の審査について
・(株)扇島パワー 扇島パワーステーション

5. 議事概要：

(1)開会の辞

(2)配布資料の確認

(3)(株)扇島パワー 扇島パワーステーション環境影響評価準備書に係る審査に当たり、事務局から質問事項への回答、補足説明資料、審査書(案)に基づき説明がなされた。

<質問事項への回答及び補足説明資料について>

【顧問】質問事項2.の騒音について山下顧問は確認しているか。

【経済省】事前に確認している。

【顧問】質問事項1.はどなたが質問されたのか分からないが、質問の意図はどのようなものか。

【経済省】新設発電所であることから新たに二酸化炭素を年間333万トンも排出するというのは、京都議定書との関係で事業者はどのような位置付けで考えているのか、という主旨での質問であり、事業者としては、333万トンが新たな負荷になるのではなく、二酸化炭素排出原単位の高い発電所と置き換わると考えている。

<審査書(案)について>

【顧問】5ページの窒素酸化物の環境保全対策で、「発電効率の高いコンバインドサイクル方式の採用及び低NOx燃焼器の採用により発電電力量当たりの窒素酸化物排出量の低減を図る」とあり、表現は適当だと思うが、水島発電所1号機の審査書では「低NOx燃焼器の採用」だけで「発電効率の高いコンバインドサイクル方式の採用」という記載がなく、整合が取れていないのではないか。

【顧問】発電量1kWh当たりの二酸化炭素の排出量が0.362kg-CO2とあるが、水島発電所1号機の準備書では0.364kg-CO2である。この違いは所内電力を含むか含まないかの差か。

【経済省】事業者の用いる単位緒元の違い等が微妙な値の差となっていると思われる。

【顧問】2ページの工事用資材等の搬出入では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の将来環境濃度は98%値を使い、5ページの施設の稼働の将来環境濃度は年平均相当値を使っているようだが、どちらかに統一するとよいのではないか。

【経済省】確認する。

【顧問】5ページの窒素酸化物の環境保全対策について、一点目に、まず燃焼器でNOxがあまり発生しない、その発生したNOxを脱硝装置で除去する、という書き方にな

っているが、脱硝装置を通った後のNOx排出量に意味があるのであり、コンバインドサイクル方式を採用して低NOx燃焼器を使った上で、さらに脱硝装置をつけるので排出量を低く抑えている、という記載にすべきではないか。

二点目に、出口ガス速度という言い方はしないと思うので検討してほしい。

三点目に、2ページの環境保全対策で、土を構外に搬出しないことを挙げており、車両台数を低減するために土を全量利用するというような書き方になっているが、土の搬出車両が工事関係車両に占める割合は大きいのか。

【経済省】陸上の残土の発生量が12.5万m³であり、その分の搬出台数が低減されるということ。

【顧 問】土以外にも構外搬出車両というのは相当あるのだろうが、土を外に出さないから搬出入車両が少ないという意味なのか。台数を減らすために土を有効利用するわけではないだろう。どれくらい大きく影響するのか検討してほしい。

【経済省】拝承。

【顧 問】審査書の構成について、環境影響評価法になってから審査書の構成は議論されたのか。省議アセスの頃の審査書の構成は、総括的審査結果の後に発電所計画の概要や環境保全対策の概要などのフレームワークを示した後で、環境影響評価、モニタリングについて記載する、という体系になっていた。今の準備書の要約書はそのような構成になっており、発電所計画の枠組み、煙突高さ、燃料等の環境保全対策の記載があり、現況、環境影響評価結果、モニタリングと続く。これは省議アセスの頃の行政庁の審査報告書のつぼを押さえた構成である。今の審査書は、行政庁の資料としてオープンにするのであれば、顧客志向からすると不親切な構成になっている。モニタリングの記載も簡素であるが、扇島パワーステーションの場合は温排水の重畳があることから、運転開始後どのようなモニタリングをしてもらうのが実態を把握するため重要である。影響が出ているかどうかの判断は国が評価してもよいし、地方自治体でデータを評価してもらってもよいが、そうした担保のシステムを省議アセスの頃には審査書に盛り込んでいた。審査書の 総括的審査結果は何を審査したかという内容であり、事業者の行った現況調査が適切かどうか、環境保全のために講じようとする対策に合理妥当性があるか、という審査も含んでおり、審査対象の内容を網羅した記載となっているが、審査書の 以降は内容が欠落している。行政庁の文書の体系は対外的に耐えられることが必要なので検討してほしい。

【経済省】調査する。

【顧 問】5ページの二酸化窒素の測定結果は、これはだんだん良くなっているということか。それが事実であれば、そのニュアンスをしっかり出した方がよい。今は少しオーバーしているが改善の方向に向かっており、新たに造る本発電所の与える影響はわずかだ、ということであればすっきりする。

【経済省】記載方法を検討する。

(4) 閉会の辞

以上